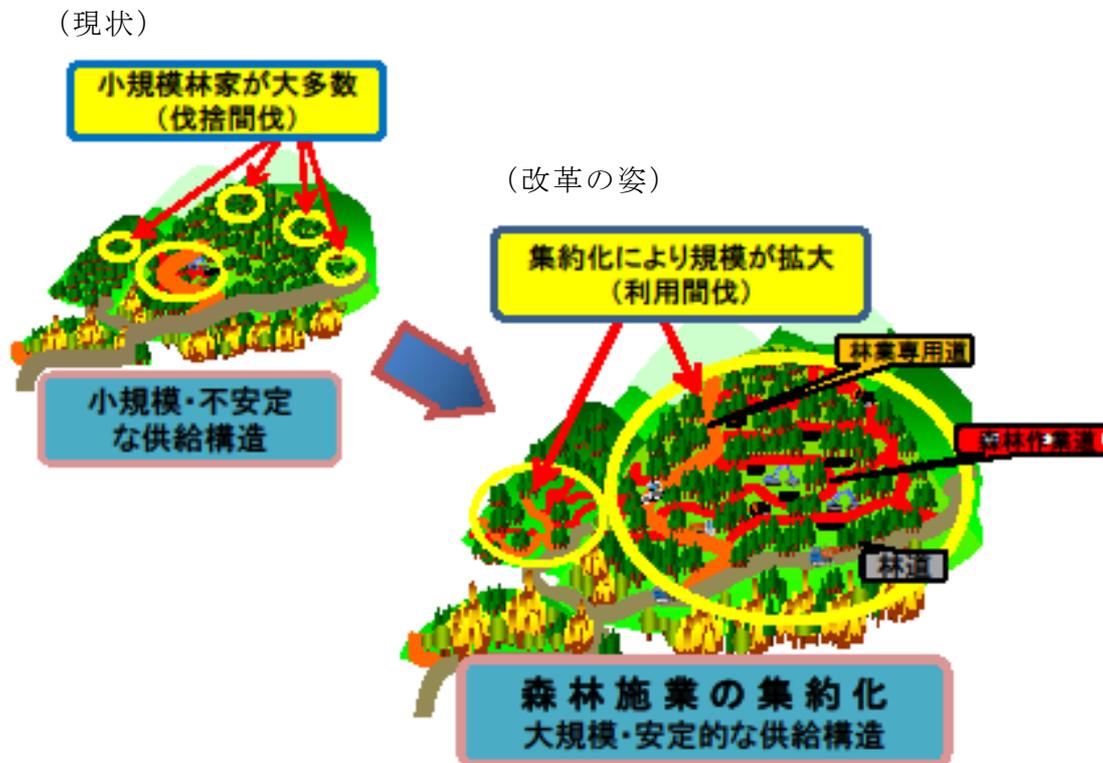


I 森林・林業再生プランの推進

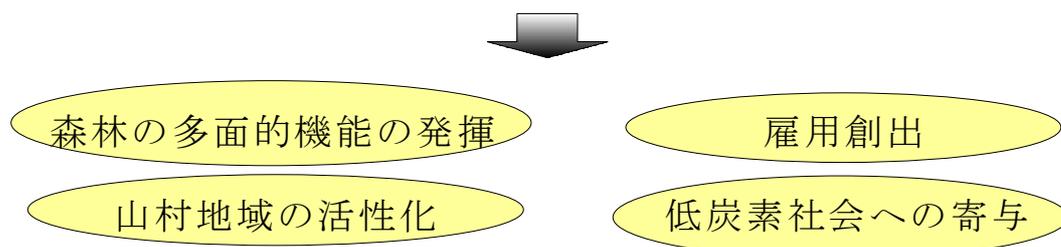
昨年11月に森林・林業基本政策検討委員会が森林・林業再生プラン推進本部に報告した同委員会の最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」に基づき、本年度から「森林・林業再生プラン」が本格的に動き出します。

北海道森林管理局は、これまでも、持続可能な木材資源の供給源としてのみならず、我が国の温室効果ガス削減に寄与する森林吸収源、水土保持や森林レクリエーションをはじめ道民からの様々な要請にこたえる公共財、さらには多様な生物や生態系が存立する場として、北海道の森林の55%を占める国有林の管理経営に努めてきましたが、今年度は、さらに、その組織・技術力や資源・フィールドを活用し、北海道における「森林・林業再生プラン」の推進に主体的な役割を果たし、地域における雇用の創出と経済の活性化に貢献します。

森林・林業再生プランのポイント



林業の活性化を通じて

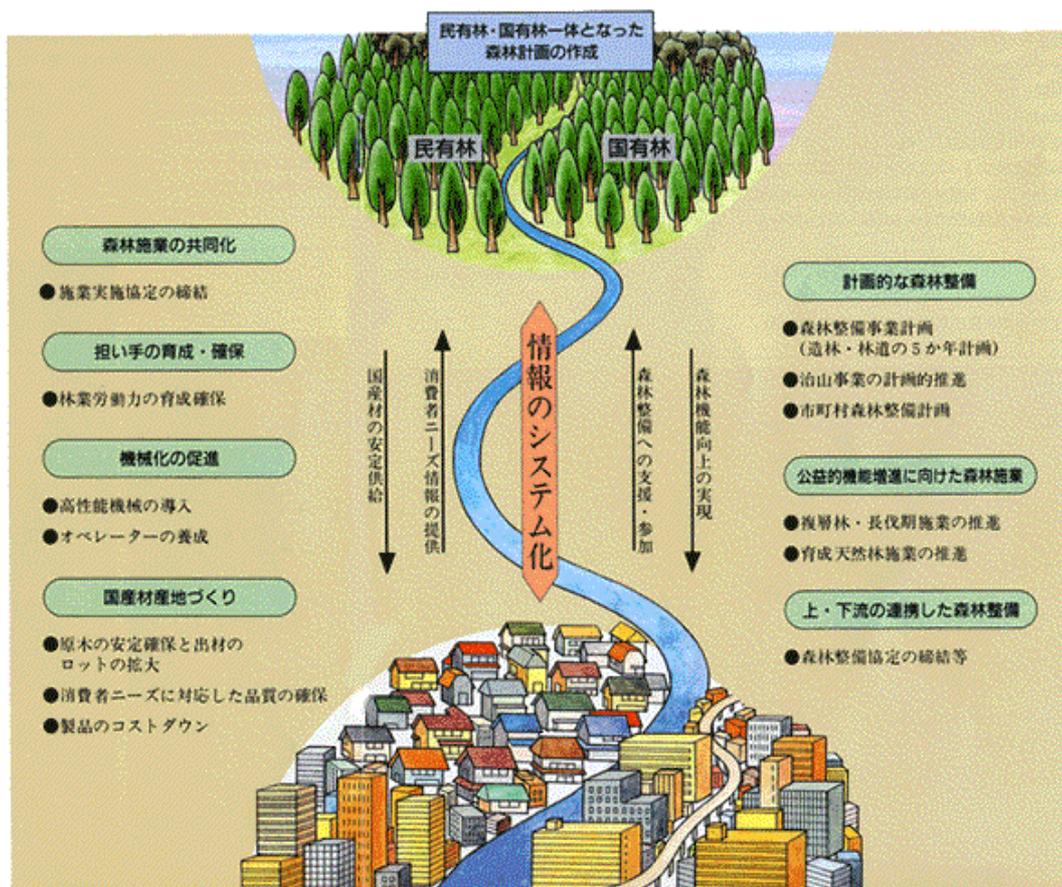


1 民有林と国有林の連携

(1) 森林の流域管理システムの推進

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民のニーズが多様化・高度化してきている一方、林業採算性の悪化や山村地域の過疎化・高齢化により、間伐など必要な森林整備が進んでいない状況を踏まえ、平成3年、流域を単位として全国を158の計画区（内、北海道は13の計画区）に区分し、それぞれの流域において民有林と国有林が一体となり、また、流域内の上・下流が協力して流域内の森林づくりや林業、木材産業の振興を図る「森林の流域管理システム」による取組みを始めました。

○ 森林の流域管理システム



国有林においては、流域管理システムの一層の推進を図るため、平成13年度から「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」を流域毎に策定しており、平成23年度は、前年度からの3カ年計画である第4次アクションプログラムに基づき、次の6項目に課題を絞り込んで実施メニューを作成し、具体的な取組みを実施していくこととしていますが、①～③の3項目は「森林・林業再生プラン」を実現するために国有林に強く求められている課題ですので、特に重点的に取り組みます。

- ① 木材安定供給体制の確立に向けた計画的な木材供給の推進
- ② 森林共同施業団地設定など民有林と国有林が一体となった施業の共通化・合理化
- ③ 事業の安定的・計画的発注や研修に必要な国有林フィールドの提供等を通じた林業技術の普及・啓発と林業事業体の育成
- ④ 国民生活の安全・安心を確保するための治山事業や森林保全に関わる情報の提供
- ⑤ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組みの推進
- ⑥ 上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報の提供やニーズの把握等

(2) 森林共同施業団地の設定

北海道森林管理局は、流域管理システムの一層の推進に向けて、民有林と国有林による森林共同施業団地の設定に取り組んでいます。

森林共同施業団地の設定状況は、平成21年度末時点では2森林管理(支)署での設定のみでしたが、平成22年度に新たに7森林管理(支)署で設定し、現在、9森林管理(支)署で設定されています。

森林共同施業団地が設定されると、集約的な森林施業が期待でき、路網の共用や高性能林業機械を活用した低コスト生産による森林所有者の経費軽減が可能となり、また、林業技術の普及・啓発等を図るための研修の場、森林環境教育や林業体験活動を図る場等として森林共同施業団地を活用することにより、森林の流域管理システムのより一層の推進を図ることが可能となり、森林・林業再生プランの推進に大いに貢献します。

そのため、平成23年度も、引き続き森林共同施業団地の設定に取り組むとともに、設定後の団地においては、協定締結者と連携・協議し、森林施業等の共通化や技術検討会の開催等に取り組んでいきます。



弟子屈地域森林整備に関する協定の調印式

○ 森林共同施業団地設定の協定締結状況

署(支)名	協 定 名	協定締結相手	協定締結年月日
石狩	積丹地域森林整備推進協定	積丹町 外	H 20. 11. 20
東大雪	新得地域森林整備に関する協定	新得町	H 21. 2. 18
上川北部	二の橋・溪和・班溪地区森林整備推進協定	下川町	H 22. 12. 10
宗谷	中頓別(豊平地域)森林整備に関する協定	中頓別町	H 23. 1. 21
網走西部	支湧別地域森林整備に関する協定	遠軽町	H 23. 1. 31
根釧西部	弟子屈地域森林整備に関する協定	弟子屈町	H 23. 2. 7
留萌北部	初山別地域森林整備に関する協定	留萌振興局外	H 23. 3. 7
上川中部	越路・豊原・共進地区森林整備推進協定	上川町 外	H 23. 3. 18
西紋別	白鳥地区森林整備推進協定	滝上町 外	H 23. 3. 18

問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL : 050-3160-6271 FAX : 011-622-5194

北海道森林管理局 計画課

TEL : 050-3160-6283 FAX : 011-614-2652

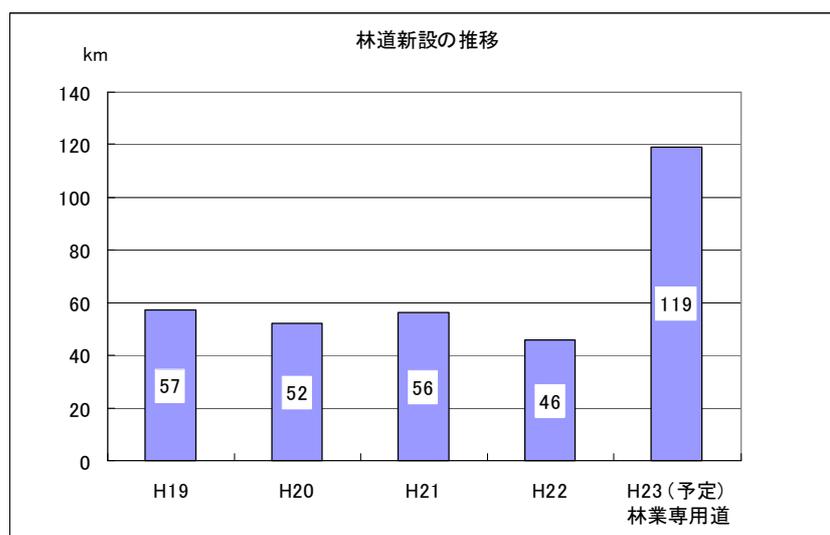
2 低コストで高効率な森林施業の推進

(1) 丈夫で簡易な路網整備の加速化

森林・林業再生プランでは、林道、林業専用道、森林作業道が一体となった効率的な路網整備が必要とされています。

北海道森林管理局は、新たな林道は開設せず、幹線となる既存の林道を補完し、普通自動車（10t積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を持つ林業専用道の整備を進めます。

また、森林作業道については、木材の集材等のために主として林業機械の走行を予定しており、林業専用道より高密度な配置が必要となる道であり、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造により整備を進めます。



林業専用道のイメージ



森林作業道のイメージ

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第二課

TEL : 050-3160-6289 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

(2) 伐採搬出作業の低コスト化・高効率化

林業採算性の向上を図るためには、合理的に配置された路網と伐採搬出作業全体を通じて生産性が高まるような人員や林業機械の配置による低コスト・高効率作業システムを構築することが重要となっています。

このため、北海道森林管理局は、人工林間伐を実施していく際に積極的に低コスト・高効率作業システムを導入しており、平成22年度には、丸太生産量の5割弱を同システムで実施しました。

平成23年度は、森林作業道の整備を更に推進し、丸太生産における低コスト・高効率作業システムの更なる拡大に取り組むとともに、民有林関係者も含めた現地検討会を開催し、民有林への普及にも努めます。



高性能林業機械の組合せによる作業
(根釧西部森林管理署管内)



普及のための現地検討会の開催
(根釧西部森林管理署管内)



ハーベスタ(※1)による伐倒
(空知森林管理署管内)



フォワーダ(※2)への積込
(空知森林管理署管内)

(※1) ハーベスタとは、従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い(伐倒木から枝を取り除いて幹だけにすること)、玉切り(伐倒木の幹を丸太に切り分けること)の各作業と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

(※2) フォワーダとは、ハーベスタ等が玉切りした丸太を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。主として森林作業道上を走行する。

— 問い合わせ先 —

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

(3) 造林保育作業の効率化

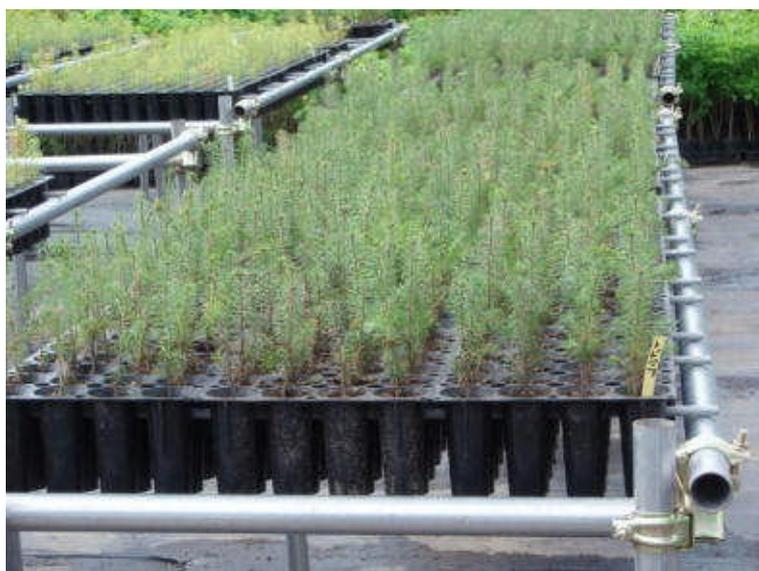
林業の採算性を更に向上させるためには、林業経営コストの相当部分を占める苗木の植付や保育作業についても作業効率の改善を図る必要があります。

このため、植付効率の向上等によるコスト低減効果が認められつつあるマルチキャビティコンテナ苗（以下、「コンテナ苗」という。）（※）による植付の取組みを始めます。

平成23年度は、一部の国有林において、コンテナ苗の植付を行い、作業工程や成育状況等のデータ収集を行います。



コンテナ苗（トドマツ3年生）



コンテナ苗の育生状況（トドマツ3年生）

（※）マルチキャビティコンテナとは、空気に触れると根の生長を停止するなどの性質を利用し、宙に浮かせて苗を生育することにより鉢底の根まわりを防ぎ、コンテナ苗の根を充実させることができる。小型軽量で運搬貯蔵が容易であり、一般に活着率が良く、植付の適期が広がるなどのメリットがある。

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL : 050-3160-6288 FAX : 011-614-2654

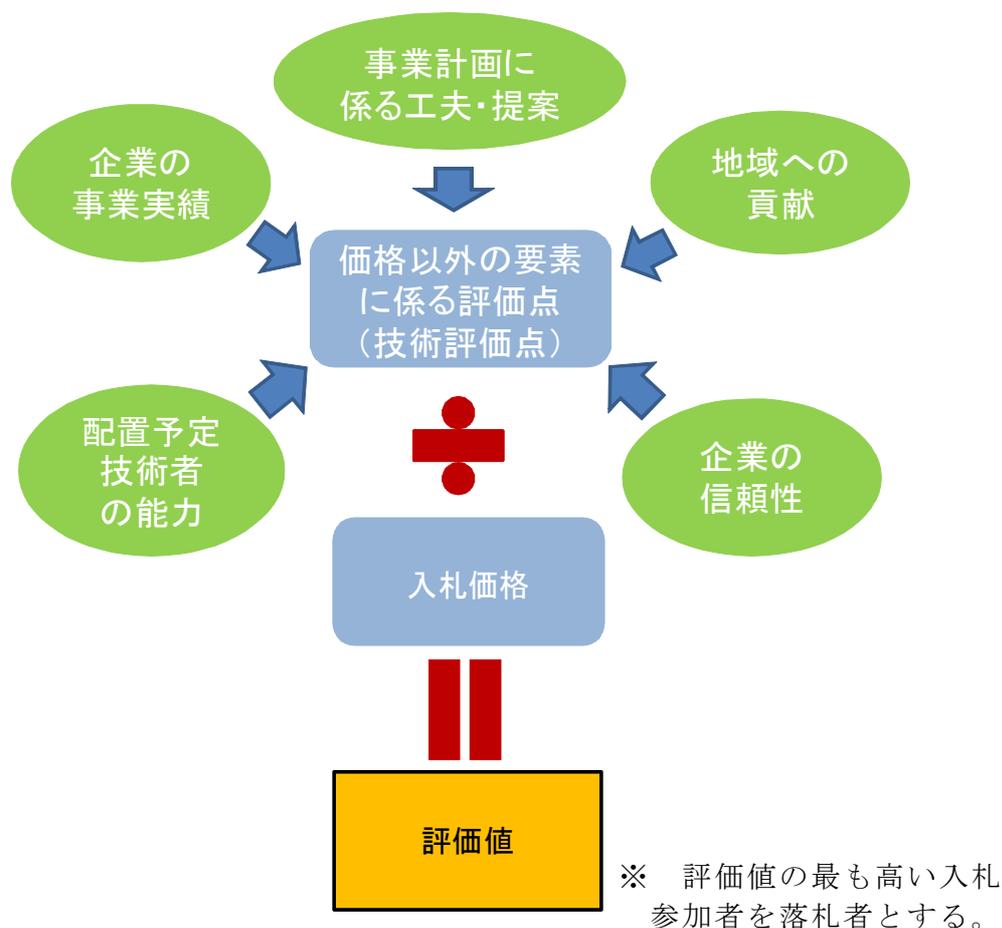
3 担い手となる林業事業体の育成

森林・林業再生プランの実現に向けて、低コスト・高効率作業システムの確立と併せて、同システムに適応できる生産性の高い林業事業体を育成することが不可欠となっています。

そのためには、林業事業体が年間を通じた事業量を確保する中で林業機械化の推進、オペレータの育成を図ることが重要であることから、北海道森林管理局は、安定的な事業の発注に努めるとともに、年度当初に事業の発注見通しを示すことや複数年間の事業を一括して発注する民間競争入札制度を新たに導入することとしています。

また、林業事業体の創意工夫や技術力を最大限発揮できるよう、事業の一般競争入札において林業事業体の育成にも資する総合評価落札方式を導入しているところです。

○ 総合評価落札方式のイメージ



問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第一課

TEL : 050-3160-6288 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第一課

TEL : 050-3160-6295 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

4 国有林材の安定的な供給

北海道森林管理局は、道産材の安定供給の体制整備や需要拡大を促進するため、間伐材等を低コストで効率的に生産する作業システムの早期定着等を図るとともに、同システムで生産された国有林材の安定的な供給に取り組みます。

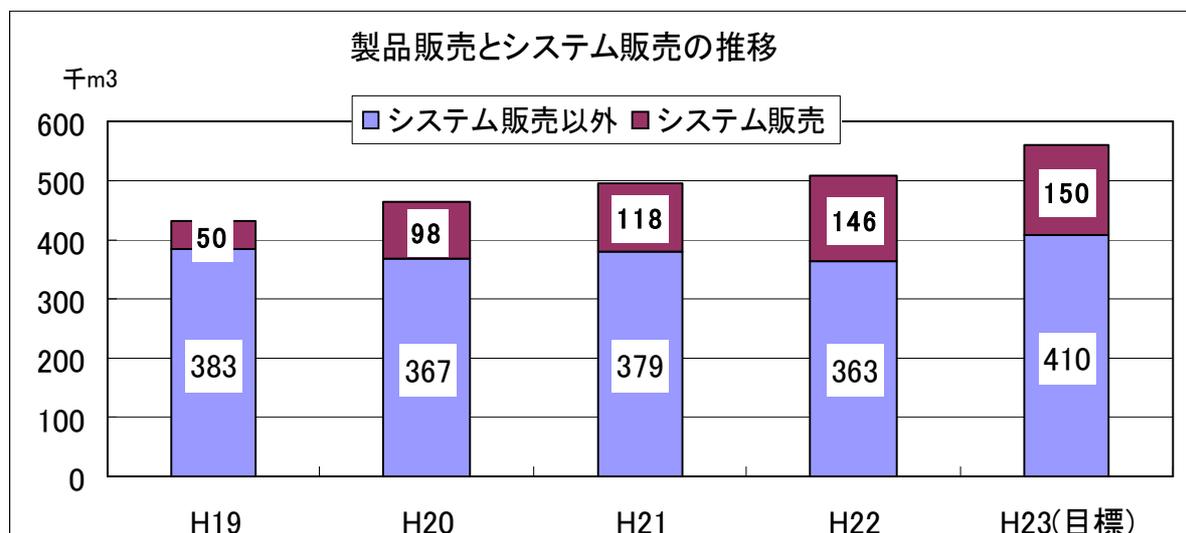
平成23年度は、製品(丸太)の状態の販売するものを56万 m^3 、立木の状態で販売するもの46万 m^3 を計画しています。

このような中、間伐材等の販売を通じて、需要・販路の確保・拡大、需要者における加工・流通の合理化や低コスト化、木材利用の拡大等を促すことで道産材の付加価値の向上に寄与することを目的に、製材工場等と協定を締結し、協定に基づき国有林材を安定的に供給するシステム販売を実施しています。

平成23年度の製品(丸太)のシステム販売については、15万 m^3 の協定締結を目標に取り組みます。

また、利用間伐の拡大や木質バイオマス利用等の需要開発を目的とする立木のシステム販売にも取り組みます。

なお、3月11日に発生した東日本大震災の復旧用杭丸太適材の供給要請に対応できるようその資材の確保及び機動的な販売に努めます。



問い合わせ先

北海道森林管理局 販売第一課

TEL : 050-3160-6295 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 販売第二課

TEL : 050-3160-6296 FAX : 011-614-2654

5 木材利用推進のための多様な取組み

(1) 庁舎等の建築における取組み

木材は、地球環境に優しいカーボンニュートラル(※1)な素材であることから、木質バイオマス(※2)としてエネルギー源に利用すれば、石油・石炭等の化石燃料に代替することにより脱化石燃料化を図ることになります。また、建築用の資材、まな板などの日用品の材料として利用すれば、その間、炭素を木材の中に固定しておくことができます。このため、木材は低炭素社会づくりを通じた地球温暖化の防止に貢献する素材と言えます。木材は、それに加え、断熱性、調湿性、衝撃緩和等の性質に富むほか、木の香りにより人をリラックスさせる効果がある人にやさしい素材です。

北海道森林管理局は、これまでも、森林管理署・森林事務所等の庁舎や宿舎を新築する場合には、主として道産材を使用した木造建築を推進するとともに、木造建築の事例として来庁者等に木の良さを理解していただくことにより、木造建築の普及と木材利用の推進に努めてきました。平成23年度は、昨年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、庁舎等の建築における木材利用の更なる推進に取り組みます。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)により、間伐材パルプを混ぜた紙も環境物品に加えられたことを踏まえ、平成21年度からは法律に基づく環境物品として間伐材を使用した紙の使用に努めており、平成23年度も引き続き間伐材を使用したコピー用紙などの使用に努めていきます。



上川北部森林管理署和寒森林事務所官舎

- (※1) 木材は、燃焼するとCO₂を放出しますが、これは木が光合成により成長する過程で大気中から吸収して固定したものであるため、成長過程まで含めると全体として大気中の二酸化炭素の増減に影響を及ぼしません。このような性質を「カーボンニュートラル」と呼んでいます。
- (※2) バイオマスとは、動植物から生産される再生産可能な有機性資源のことであり、木質バイオマスとしては、一般的建築用材・パルプ・チップなどに加え、建築廃材、製材工場等で発生する端材及び木材を伐採・搬出する過程で発生する末木枝条等の林地残材があります。

問い合わせ先

北海道森林管理局 企画課

TEL : 050-3160-6271 FAX : 011-622-5194

北海道森林管理局 経理課

TEL : 050-3160-6281 FAX : 011-622-5315

(2) 土木工事等における取組み

木材利用の推進を図るため、北海道森林管理局は、国有林内の治山・林道工事においても、間伐材を積極的に利用しています。

平成23年度は、以下の取組みにより、工事費1億円当たり200m³以上の間伐材使用を目指します。

○海岸防災林における取組み

海岸防災林造成において苗木の生育条件を改善するため、三角防風柵を設置し、柵の中には木材チップを敷き均します。



三角防風柵（檜山森林管理署管内）

○溪間工及び土留工における取組み

比較的簡易な構造物については、自然環境との調和にも資するため、木製溪間工・木製土留工等の設置を行います。



木製の溪間工（渡島森林管理署管内）

○コンクリート製の施設における取組み

コンクリートの溪間工等についても、間伐材を利用した撤去不要な残置式の丸太型枠や間伐材をチップ化した緑化基盤材など、間伐材の利用を推進します。



残置式丸太型枠（日高北部森林管理署管内）

○林道工事における取組み

標識や側溝などに自然環境への負荷の少ない木製構造物を設置し、間伐材の利用促進とともに林道施設と自然環境との調和を図っていきます。



木製土留工（十勝東部森林管理署管内）

問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備第二課

TEL : 050-3160-6289 FAX : 011-614-2654

北海道森林管理局 治山課

TEL : 050-3160-6297 FAX : 011-614-2654